

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
教 育 事 務 所 長

茨城県教育庁学校教育部保健体育課長
(公印省略)

夏季における児童生徒のマスクの着用について

学校生活における児童生徒等のマスクの着用については、令和4年5月25日付け保体第326号により留意事項等を通知したところですが、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、夏季における児童生徒のマスクの着用について改めて事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、これらを参考に各学校における対応方針を再確認いただき、児童生徒及び保護者に対し、指導又は説明願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、このことを貴管下の各学校に周知願います。

記

○事務連絡の概要

- 基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底する。
- 熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求める。
- 体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導する。
- その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取る。

【問い合わせ先】
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
健康教育推進室学校保健・安全担当
TEL 029-301-5349